

アメリカの防衛・安全保障協力 ——大国の戦略と変遷

渡部 恒雄



まえがき

本シリーズは、先進各国が進める「防衛外交（Defense Diplomacy）」に関する研究成果である。

近年、各国の防衛当局は自らの有する人的資源や資機材等の軍事アセットを活用して、他国の軍事機構との関係を主体的に構築しようとしている。こうした取り組みは駐在武官や連絡要員による情報収集や関係構築にとどまらず、高官や部隊の交流、共同演習やセミナーの実施、防衛装備品の供与や訓練など多岐にわたる活動から構成され、相手国との距離を縮め自国の影響力やプレゼンスを高めることを目的とする。

これらの取り組みは、一般に「防衛外交」や「防衛関与（Defense Engagement）」と呼称され、平時における軍隊の役割として、国際的に有用性が高いものと評価されている。例えばイギリスでは「国際防衛関与戦略」として概念化され、対外影響力拡大の主要な政策手段として積極的に活用されている。フランスは危機予防を念頭に、軍の対外関与を通じて旧植民地の国々との関係維持を図っている。中国も「軍事外交（Military Diplomacy）」を標榜してインド太平洋やアフリカでのプレゼンスを高めつつある。

日本においても、冷戦終結後に細々と始まった防衛交流・防衛協力が、今では質量ともに飛躍的に増加している。2012年から他国軍に対する能力構築支援が展開されており、装備品の移転とあわせて防衛省・自衛隊の対外的な政策が注目される。一方で、日本での防衛外交についての政策議論はまだ揺籃期にあり、関連書籍や論文も多くない。このため、笹川平和財団「民間防衛外交研究」事業では、防衛外交の先進5カ国（イギリス・フランス・オーストラリア・アメリカ・中国）を対象に事例調査を実施することにした。読者諸氏が防衛外交について考える一助となれば幸いである。

笹川平和財団 安全保障研究グループ
主任研究員 西田一平太

民間防衛外交研究事業 国別事例調査報告書シリーズ一覧

- 1 イギリスの防衛外交・防衛関与——概念の変遷と「英軍ブランド」
鶴岡 路人 (2018年9月発行)
- 2 フランスの防衛・安全保障協力——世界大の軍事ネットワークを土台とした危機管理
合六 強 (2018年9月発行)
- 3 オーストラリアの地域防衛関与——南太平洋と東南アジアにおける「足跡」
佐竹 知彦 (2018年9月発行)
- 4 アメリカの防衛・安全保障協力——大国の戦略と変遷
渡部 恒雄 (2019年4月発行)
- 5 大国化する中国の「軍事外交」
山口 信治 (2019年4月発行)

[事業概要]

本事業は、先進各国の防衛外交の事例を調査するとともに概念整理をし、日本の防衛外交への政策的な示唆を導出することを目的とした研究事業である。通常、防衛外交は政府による活動を指すが、笹川平和財団では日本とベトナムとの佐官級人的交流事業を行うなど、民間の立場をいかして日本の防衛外交を補完する役割を果たしている。こうしたことも踏まえ、プロジェクト名に民間の文字を冠している。

アメリカの防衛・安全保障協力

——大国の戦略と変遷

渡部 恒雄

防衛外交とは、コッティ（Andrew Cottey）とフォースター（Anthony Forster）の定義に従えば、「平時における外交・安全保障政策の手段として、軍隊と関連のインフラストラクチャー（主として国防省・防衛省）を協力的な用途で使うこと」である¹。アメリカ（米国）の防衛外交として考えられる事業は、活動規模においても予算規模においても、膨大である²。それは、米国が第二次世界大戦終結以後、世界の覇権を握り、東西冷戦下でソビエト連邦（ソ連）およびその同盟国と対峙して、自由主義陣営の盟主として、同盟国や友好国の軍事力を支える国家として、世界中に軍事力を展開できる態勢を取ってきたことを考えれば、当然ともいえる。

米国と日本との関係だけでみても、1945年の日本の連合国への降伏文書調印以後、1952年の独立まで、米軍が日本を占領して統治を行っていたが、その責任者はマッカーサー（Douglas MacArthur）連合国最高司令官という軍の責任者であった。軍が占領下の日本政府と基本的な政策調整をしていたわけで、これも米国が冷戦中に展開した防衛外交の原型といえるだろう。日本の独立後も、日米安全保障条約に基づき、米軍は日本に駐留しているが、直接に防衛・安全保障のミッションにかかわる以外のさまざまな活動、例えば駐留米軍と受け入れ住民との交流活動などについては、米軍による防衛外交の一端とみることもできる³。

近年では日本と米国との間で、「2プラス2（日米安全保障協議委員会）」という枠組みで、日本の防衛だけでなく、地域の安全保障のために、米国防長官が国務長官とともに、日本の外務・防衛大臣と定期協議を行っている。米海軍太平洋軍司令官と国家情報長官を歴任したブレア（Dennis Cutler Blair）は、このように日本が現在に至るまで、米国の主要な同盟国として機能している事実を念頭に、

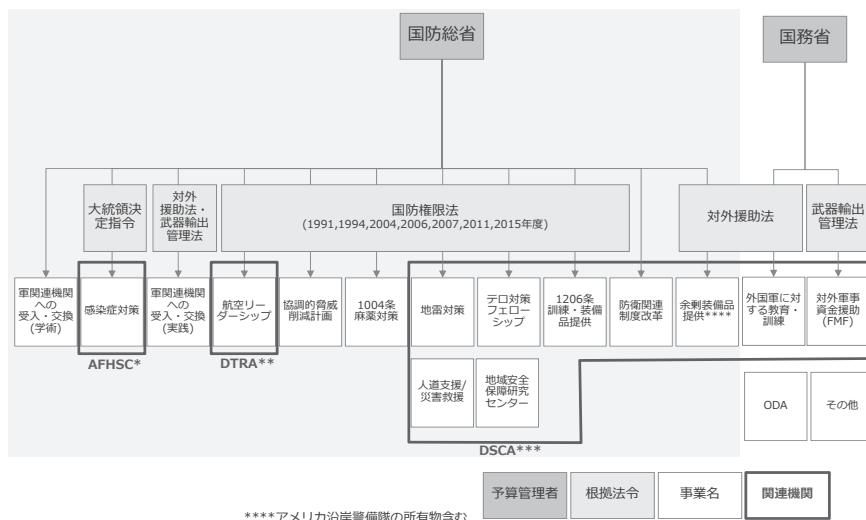
米国の第二次世界大戦後の日本への防衛関与は、米国の防衛外交でも最も成功した一例だと指摘する⁴。

繰り返すが、これらの米国防総省および米軍の日本政府とのかかわりは、戦闘や軍事作戦とその準備にかかわるものを除けば、防衛外交の範疇に入れることができるものだろう。米国とは異なり、英国は防衛外交と防衛関与について、明確な定義と戦略からなる「国際防衛関与戦略」を策定している⁵。筆者が防衛外交についてインタビューをした英国政府の国際防衛関与政策の担当者の一人は、英国は米国の膨大な領域に渡る防衛関与に比べて、その活動範囲や予算規模は限られているので、より明確な戦略が必要だと語っている⁶。たしかに米国政府には、英国のような明確な防衛外交あるいは防衛関与の戦略文書はないし、組織的にどこまで自覚的に防衛外交や防衛関与が行われているかを知るのは難しい。

一方で、米国政府の対外防衛協力という分野に絞れば、冷戦期および冷戦後を通じて、米国の戦略目的を達成するために、多くの協力がなされ、明確な指針のもと、国防総省の対外防衛協力局（Defense Security Cooperation Agency, DSCA）が国務省や国務省傘下の対外援助庁（Agency for International Development, USAID）と協力し、幅広い対外防衛協力を行ってきた。ほかにも国防総省には、国防脅威削減局（DTRA）や米軍保健監視センター（AFHSC）など他国の能力構築を通じて対外防衛協力を行っている部署がある（図を参照）⁷。

本稿は、米国の膨大で広範囲な軍事・防衛の活動の中から、直接の軍事作戦以外の米国政府と軍がかかわる外交・国際協力の膨大な領域に着目し、さらにその中心となる対外防衛協力の分野にターゲットを絞り、その歴史的な経緯、現状と将来の方向性を概観し、日本の対外安全保障協力への戦略的示唆を考える。特にDSCAの活動が、国家戦略と連動しているために、冷戦期、冷戦終結後、9.11テロ後の時期で、明確な目的意識の変化がある。膨大な米国の防衛外交の中でも、中心に位置すると同時に、その歴史と活動がウェブサイト等で明示されており、その活動内容が比較的、幅広く開示されていることもあり、アプローチしやすい対象でもある。以下では米国の防衛協力の歴史を俯瞰したのち、国防総省の防衛外交に該当する膨大な予算と活動の中から、特にDSCAが行う防衛協力に対象を絞り、米国の防衛外交にアプローチする。この試みは、あくまでも「群盲象を評す」試みであることをご了承いただきたい。

図 米国政府による外国政府の支援事業と法的根拠（概念図）



出所：日本IBM株式会社「能力構築支援の推進に向けた諸外国の動向調査——成果報告書」（防衛省防衛政策局国際政策課能力構築支援室委託事業）33頁より。

http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/kouritsuka/rev_suishin/yosan_shikko/itakutyosa/pdf/2016_seika/03_noryoku_kochiku.pdf

1 米国の対外防衛・安全保障協力の歴史

(1) 冷戦期に拡大した対外防衛協力・援助プログラム

米国の対外防衛協力あるいは防衛援助は、東西冷戦期に大きく拡大した。米国は冷戦下において、ソ連とその同盟国に対抗して、世界中における自由主義陣営の同盟国、友好国に兵器供与、軍事訓練などの協力を行い、広範囲な二カ国および多国間の防衛協力を行った⁸。具体的な国防総省のプログラムでいえば、対外有償軍事援助（Foreign Military Sales, FMS）や対外軍事基金（Foreign Military Financing, FMF）、平和維持活動（Peace Keeping Operation, PKO）などのプログラムだ。

FMSは対外有償軍事援助という日本語訳で知られる通り、日本の自衛隊の装備がFMSプログラムを通して調達されることが多く、馴染みのあるプログラムだ。これらの対外防衛協力をする国防総省の一部局がDSCAであり、このウェブサイ

トでは、FMSは「兵器輸出管理法（Arms Export Control Act, AECA）とその修正法（22 U.S.C. 2751）により認められた安全保障援助の一形態であり、米国の外交政策の基本的手段の一つである」と定義されている⁹。FMFは、外国政府による米国製の兵器の調達、メンテナンスなどのサービス、使用のための訓練のために、米国政府が資金のファイナンスをするプログラムと定義されている¹⁰。

これらの対外防衛協力の法的根拠は、1949年に議会在通過させた相互防衛援助法（The Mutual Defense Assistance Act）に遡る。この法は、欧州の戦後復興を援助するマーシャルプランのプログラムの一つであったが、米議会は、1951年に相互安全保障法（Mutual Security Act）を定め、相互安全保障局（Mutual Security Agency）が設立され、1951年から61年までの期間において、諸外国の援助と共産主義の世界への広がりを防ぐ目的で、冷戦が進展する中で、マーシャルプランに代わって永続的なプログラムに置き換えられていった。

1951年の相互安全保障法では、兵器輸出のライセンスの管理権限などが盛り込まれ、FMSやFMFの活動が定義され、1961年には対外援助法（Foreign Assistant Act, FAA）が成立した。現在もFAAが主要な対外安全保障協力・援助プログラムの法的根拠となっている。例えば、PKOや対外軍事教育訓練（International Military Education & Training, IMET）、不拡散、対テロ、地雷除去とその関連プログラム（Non-proliferation, Anti-terrorism, Demining, and Related programs, NADR）などである¹¹。また、FMSやFMFなどの武器輸出に関しては、1968年の対外軍事売却法の管轄となり、1976年に武器輸出規制法（Arms Export Control Act）に法律の名称が変わり現在に至っている¹²。

米国の対外防衛協力は、冷戦下において、ソ連と対峙する北大西洋条約機構（NATO）加盟国や南ベトナム共和国（ベトナム戦争終結前まで）、日本、韓国などへの軍事協力を中心に継続していく。

（2）冷戦終結でより幅広い対外協力に

これらの冷戦期に発展・拡大した対外防衛協力・援助プログラムは、冷戦の終結とソ連の解体により転機を迎える。それまで、冷戦下において、共産圏の軍事力に対するパワーバランス維持や、国益達成のためのリアルポリティックとしての意味合いの強かった対外防衛協力が、それに加えて、より幅広いグローバルな

外交や安全保障の目的を達成させるための手段として使われるようになる¹³。

コッティとフォスターは、冷戦終結後の米国および欧州の同盟国の対外防衛協力について新しい三つの流れを指摘している。第一に、冷戦期には敵対して軍事力を誇示する対象であった中国やソ連などの相手に対し、建設的な関係をつくる手段としての軍事領域での協力が始まった¹⁴。第二に、それまでの米国は、共産圏への対抗上、独裁国家や権威主義国家に対しては、東西のパワーバランスを優先して防衛援助を与えてきたが、冷戦後は被援助国の民主主義や文民統制（シビリアンコントロール）などの統治改善のための援助を行うようになった。第三に、対外防衛協力の中身は、支援国に対して、平和維持や平和創造に貢献できるような能力構築支援が拡大してきた¹⁵。

ただし冷戦終結は、米国とその同盟国には一時のユーフォリアをもたらしたが、世界に安定はもたらされなかった。むしろ地域紛争が拡大して世界規模の核戦争を招きかねないという危機感から米ソ二大ブロックの対立が抑え込んでいた、宗教対立や民族対立による内戦が世界各地で噴出してきた。国家のガバナンス能力を失った脆弱国家が内戦の温床になり、国家間の対立よりも、国内の民族、宗教対立が、グローバルな安全保障の課題となってきた。

そこで、これまでの米国の伝統的な軍事援助のツールであったFMSやFMFなどの対外防衛協力および援助は、1990年代までの共産主義の防波堤から、民主化促進や軍隊のシビリアンコントロールなどの教育のための援助へと性格が変化するようになる。例えば、東欧の旧社会主義国への治安・防衛セクター改革（Security Sector Reform, SSR）は、伝統的な軍事援助ではなく、民主的で法の支配に基づく、ガバナンス、監察体制、アカウントビリティ、透明性、プロフェSSIONナリズムを促進することに向けられた。SSRは、欧州（特に英国）、カナダ、経済協力開発機構（OECD）、国連から支持を受けていたが、とりわけ米国は1994年に創設されたNATOと他の欧州諸国ならびに旧ソ連構成国の24カ国との間の信頼を醸成することを目的とした取り組みである平和のためのパートナーシップ（Partnership for Peace, PfP）を通じてSSRを援助し、旧社会主義国にNATO加盟の条件でもある治安・防衛セクター改革へのインセンティブを与えたのである¹⁶。

(3) 9.11テロとイラク戦争がもたらした性格の変化

2001年の9.11テロとそれ以降の米国のアフガニスタンでの対テロ戦争、そしてイラク戦争は、さらに米国の対外防衛協力の性格を変えることになった。破綻国家で活動するテロリストや武装勢力からの脅威が、米国本土に大きな被害を与える存在になったという認識が米国内で強まったことによる¹⁷。9.11テロ直後となる2002年の国家安全保障戦略は、「米国は現在、強大な国家よりも破綻国家によって脅かされている」と指摘しているが、これがこの時期の米国政府の脅威認識の反映といえる¹⁸。

ブッシュ（George W. Bush, 子）政権の安全保障担当者は、この問題意識により、破綻国家に対する米国の協力・援助政策がどのようなべきかの検討に入った。それは、優先すべきは、米国が伝統的に重視してきた、米国との相互作戦能力の向上、米軍の基地などへのアクセスなのか、あるいは、むしろ旧ユーゴスラビア地域の内戦から得られた教訓である被援助国政府の治安維持能力の向上なのか、という比較検討であった¹⁹。

おりしも2003年1月、ブッシュ政権がイラク開戦を検討していた時期、民間シンクタンク、CSIS（戦略国際問題研究所）のバートン（Frederick D. Barton）とクロッカー（Bathsheba N. Crocker）は、“A Wiser Peace: An Action Strategy for a Post-Conflict Iraq”（「より賢明な平和——紛争後のイラクのための行動戦略」）を発表して、戦争終結後に必要となるイラクの軍と治安維持の機能を含む復興計画を、開戦前から準備しておく必要をブッシュ政権とワシントンの政策コミュニティに訴えた²⁰。この提言はイラクの軍機能が早急に再生されなければ、米軍の負担は多大なものとなるだろうと指摘していた²¹。この提言はイラク開戦時にはそれほど注目を集めなかったが、戦闘終結宣言後、イラクでの治安維持が難航するようになり、米国内で大きな注目を集めることになった。

ハンロン（Querine Hanlon）とペリート（Robert M. Perito）は安全保障上、破綻国家への軍事援助・協力の答えが、欧州の開発援助コミュニティにあったと指摘する²²。例えば、英国の開発担当大臣ショート（Clare Short）が1990年代後半に語った「安全保障と開発援助のコミュニティは、双方ともに古い想定を見直し、最貧国の政府機関を経済発展と人材開発によって機能させていくことで、国内紛争を終結させる開発政策に重点を置くべき」という意識である。そして、

ショートや他の専門家が認識していた最貧国の開発の主な障害は、「肥大化し、抑圧的で、非民主的で、お粗末な構造を持つ政府の安全保障部門」であり、これらの改革なしに国家の開発・発展は不可能というものだった²³。

これらの意識に影響を受けた米軍の担当者は、東欧の旧社会主義諸国に対して行っていたSSRに注目する。ブッシュ政権下では、アフガニスタンとイラクにおける軍事能力の構築が急務となっていたことも影響した。それまでと比較して巨額の予算（年間数十億ドル規模）が投じられたが、それらの投資に対して、結果の効力は短期的で限定的に終わったからだ。ブッシュ政権の担当者は、国防総省、国務省、USAIDが共同で、OECD開発援助委員会（DAC）の「SSRについてのガイドとハンドブック」を米国の情勢に当てはめて、共通のステートメントを作成しようと試みた。これは、国防総省の“Guidance for Employment of the Force”などの文書となり、共通のSSRへの認識をもたらす効果はあったが、結局、8つの政府部局のうち3つしか合意しなかったため、政府共通の文書とはならなかった²⁴。

これらのSSRのワーキング・グループは後継のオバマ（Barack Obama）政権に期待をしていたが、オバマ政権は、SSRよりも、SSA（Security Sector Assistance）というコンセプトを重視した。ホワイトハウスの政策方針（Policy Directive）は、「この政策方針は同盟国とパートナー国の安全保障能力を援助する米国の能力を強化する目的でつくられた」と明確に述べている²⁵。SSRが国防セクターの包括的な改革を目指していたのに対し、SSAは同盟国とパートナー国の特定の安全保障領域、例えば米軍との共同作戦、テロリストや犯罪者の国際ネットワークへの対処、PKOへの参加、安全保障や法治機関などへの能力構築を重視している²⁶。

第二期ブッシュ（子）政権から第一期オバマ政権まで、継続して国防長官を務めたゲーツ（Robert Michael Gates）は、オバマ政権の国防長官在任中に発表した論文で、以下のようにSSAを定義している。

米国をとりまく戦略的現実には米政府に「パートナー国の能力構築（Building Partner Capacity, BPC）」と呼ばれる能力の向上を要求している。自ら防衛する国を助けるか、必要なら、装備、訓練、その他の安全保障援助を与えて、米

軍と共に戦う国家の戦力を整備していくべきだ……パートナー国が自ら安全保障を確立できるように支援することは、米国がグローバルなリーダーシップを維持していけるかどうかを左右する上でも重要な鍵であり、終わりなき試練だ。そうできるかどうかは、米国自身の安全保障を強化していく上でも重要な意味を持つ。この重大な任務への取り組みを改善していくことを、米国の重要な国家優先事項に据える必要がある。²⁷

ここでゲーツが「終わりなき試練」と定義する問題意識とBPCの重視は、アフガニスタンでの対テロ戦争の継続とイラク戦争終結宣言後の治安維持において、米国、特に米軍と国防総省、国務省が苦闘してきた教訓の反映とあっていいだろう。ゲーツが率直に指摘するように、米軍は敵の軍事力を粉砕することを目的に組織されていて、同盟国とパートナー国に助言、訓練、装備を与えるようにはつくられてはこなかったし、外交能力も国と国の関係調整のためであり、他国の国家建設を内側から助けるようにはつくられていなかった²⁸。したがって、9.11テロに至るまで、米国はアフガニスタンの機能不全を見捨て、アフガニスタンのテロリストの避難地と後方支援地となっているパキスタンについて、冷戦期から行ってきた軍事交流や訓練プログラムを打ち切るという短絡的な判断を行い、現在の苦境を呼ぶことになった²⁹。

ブッシュ(子)政権のSSRからオバマ政権のSSAへと、フォーカスは変わったが、基本的な問題意識は連続性があり、共通の問題解決法として意識されているのが、BPCといえるだろう。この概念は、第二期ブッシュ政権の2006年の「4年ごとの国防計画見直し (Quadrennial Defense Review, QDR)」で形づくられたものと指摘されている³⁰。2006年のQDRは、アフガニスタンとイラクでの長期化する戦闘、いわゆる「ロング・ウォー」に対処する上では、米国単独での継続は困難であり、同盟国とパートナー国との協力の必要性が強調されたもので、20世紀型の脅威から21世紀型のテロ攻撃などの予測不可能な脅威に変化している中で、米国の安全保障政策も「米軍の軍事タスク能力重視から、パートナー国の能力構築に焦点が変わる」と記述されている³¹。

このBPCの概念は新しい戦略環境の中で、パートナー国の国防セクターにどのような訓練、支援を行うかの枠組みを再構築するための一助となった。テロリス

トの温床となる「失敗国家」を援助し、BPCやSSAの目的を達成させるためには、米国政府は新しい道具一式が必要となると結論づけられたからだ。そして、国防総省では、これに即した新しい予算により、イラク、アフガニスタンという米国が軍事作戦を行うホスト国と、イラクでの戦闘に参加したポーランドのようなパートナー国へのBPCに向けての新しいプログラムがつけられるようになったのである³²。

2 米国の対外防衛・安全保障協力の現状と概観

(1) 9.11テロ以降の援助プログラムの予算体制

これまでの米国の対外防衛協力・援助の歴史的経緯を踏まえて現状をみると、9.11テロの後に、米国の支援内容に大きな変化がもたらされたことがわかる。冷戦後は、米国は同盟国政府の治安・国防セクターへの能力支援をメインに行っていたのだが、9.11テロ後は、対テロ、麻薬対策、民主化支援、核不拡散など、同盟国だけでなく、より広域の安全関連セクターの能力構築支援が対象となった。

その結果、現在の米国政府の援助プログラムの体制も、9.11テロ後に、より複雑な形となった。ハンロンとパリートは3つのモデルを提示する。第一のモデルは、国務省の予算を使用して、他省がプログラムを遂行するものである。このモデルの中には、冷戦期のFMFや、対外軍事教育訓練（International Military Education and Training, IMET）などのプログラムがある。これらは国務省予算として計上され、その執行は国防総省が行う。予算執行は国務省が管轄するが、国防総省の防衛・安全保障協力プログラムの一部となっている。

第二のモデルは、国務省予算により国務省が遂行するプログラムだ。ただし、国務省の遂行能力は制約があるため、契約により他省が遂行することや、プログラム遂行のための基金（fund）が他省に移転することもある。

第三のモデルは、予算も活動も国務省以外の省が行うものだ。国防総省のケースでいえば、防衛・安全保障協力のプログラムに位置づけられ、国防総省の多様な主体が遂行する。多様な主体の中には、国防長官府（Office of the Secretary of Defense）、中央軍、インド太平洋軍、アフリカ軍などの軍司令部とその付随機能、DSCAなどがある。この中には、米軍の軍事活動の中で、パートナー国に対

して、多国間の軍事訓練や軍事援助を行うことなども入る。これらの活動は受け入れ国で行われるため、その内容は受け入れ国の米国大使館に設置されたコントリビューションを通して監督される。³³

そして9.11テロ以降の多くのプログラムは、上記の3つのハイブリッド（混合）モデルであると指摘されている。かなり多くのバリエーションがあるが国務省と国防総省の共同プログラムが多い。例えば、アフガニスタン治安部隊基金（Afghanistan Security Force Fund）、イラク治安部隊基金（Iraq Security Force Fund）、パキスタン対テロ能力基金（Pakistan Counterterrorism Fund）などがそれにあたる。9.11前のプログラムは、より長期的な国防セクターの能力向上への支援だったが、9.11後のプログラムは、喫緊の国防セクターの能力ギャップを埋めようとするものといえる。³⁴

（2）現在のDSCAのプログラムの概要

本稿執筆の時点で、DSCAがウェブサイトに掲載しているプログラムを概観すると以下のような大きな構成になる³⁵。

第一には「防衛装備品の貿易と移転（Defense Trade and Arms Transfers）」だ。FMSと、FMFや余剰兵器援助（Excess Defense Article, EDA）などによるパートナー国の米軍との能力ギャップを埋めるための緊急の短期プログラムがある。

第二には「グローバルな訓練と装備供与（Global Train and Equip）」で、米国のパートナー国の治安部隊の能力構築のために訓練、サービス、装備を提供するプログラムだ。一つは、国防授權法333条による能力構築（Section 333 Authority to Build Capacity）で、対テロ、海洋安全保障、国境警備、麻薬対策、大量破壊兵器不拡散、軍事インテリジェンスなどの援助プログラムである。もう一つは「国防授權法1263条による南シナ海海洋安全保障イニシアティブ（Section 1263 South China Sea [SCS] Maritime Security Initiative, MSI）」で、南シナ海沿岸国のインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムに海洋安全保障での援助と訓練を行うもので、2016年の国防授權法に定められた。これらの国に加えて、台湾、シンガポール、ブルネイからの訓練参加の費用も負担する。

第三には「組織の能力構築（Institutional Capacity Building）」であり、パートナー国の軍隊に、責任あるシビリアンコントロールの下、集団安全保障に貢献

する、国家安全保障能力を理解、応用、持続させるための援助プロジェクトである。以下の7つのプログラムがある。

①「国防組織改革イニシアティブ（Defense Institution Reform Initiative, DIRI）」
パートナー国が国軍を持続的に運営していけるように、効果的で透明性が高いプロフェッショナルな国防組織とコミュニティを支援するプログラム。具体的には、パートナー国が組織的な欠陥を査定し、それを改善するロードマップを描ける専門家を養成する。

②「ウェールズ・イニシアティブ基金（Wales Initiative Funds, WIF）」
2014年のNATOウェールズ・サミット宣言で、20周年を祝ったPfPプログラムにおける、中東欧、コーカサス、中央アジアなどの16の途上国への防衛コミュニティと軍隊の民主的な改革を支援するための基金。パートナー国の国防組織構築（Defense Institution Building, DIB）を行う。2014年のNATOサミットは、ロシアのウクライナの内戦介入とクリミア併合を強く非難した会議だったことを念頭に置けば、これらの意義は理解しやすい。

③「国防省アドバイザー（Ministry of Defense Advisors, MoDA）」
国防総省のシビリアンの専門家が、パートナー国の国防省の人事、即応体制、ロジスティックス、戦略、政策、財政上のコアコンピテンシー（成果を生む行動特性）を形成するための援助プログラム。アフガニスタン政府に約80人のアドバイザーが派遣されている。このMoDAプログラムは、2012年度国防授權法で創設され、欧州軍、アフリカ軍、インド太平洋軍、中央軍、南方軍の司令部の管轄下の国家（例えばコソボ、モンテネグロ、コンゴ、モンゴル、コロンビア等³⁶）に国防総省がアドバイザーを派遣している。

④「国際法研究の国防組織（Defense Institute of International Legal Studies, DIILS）」
国際安全保障にかかわる防衛セクター職員に対して、国際法の理解と能力構築のためのプログラムを提供する。人権理解のトレーニングも義務づけている。

⑤「国防総省地域センター（DoD Regional Centers）」
地域の安全保障分野でのリーダー層のネットワーク構築のための学術的なフォーラムである。地域センターは、国防戦略の目的と優先政策などを、ワークショップ、セミナー、学術コース、研究書出版などを通して行ってい

る。ドイツにジョージ・マーシャル安全保障研究欧州センター（1993年～）、ハワイにダニエル・イノウエ・アジア太平洋安全保障研究センター（DKI APCSS, 1995年～）、ワシントンD. C. に、ウィリアム・ペリー西半球防衛研究センター（1997年～）、戦略研究アフリカセンター（1999年～）、近東・南アジア戦略研究センター（2000年～）の5つの研究センターがある。日本の安全保障専門家にとっては、DKI APCSSは馴染みのある存在で、日本の研究機関との共同事業も多い³⁷。

⑥「パートナー・アウトリーチ協同支援プログラム（The Partner Outreach and Collaborations Support program, POCS）」

上記DSCAのプログラムの卒業生たちや、研究センターなどを繋ぎ、パートナーシップの能力を強化・継続させるためのプログラム。

⑦「シビル・ミリタリー関係研究所（The Center for Civil Military Relations, CCMR）」

1994年にカリフォルニア州モントレイの海軍ポスト・グラジュエートスクール（Naval Postgraduate School, NPS）に、DSCAにより設置された。世界の民主国家のシビル・ミリタリー関係の向上のための教育と訓練プログラムを提供している。

これらの7つのプログラムに加えて、2015年に「国防ガバナンス・運営チーム（Defense Governance and Management Team, DGMT）」が設置された。これは、国防組織改革イニシアティブ（DIRI）と国防組織構築マネジメントチーム（The Defense Governance and Management Team）を束ねて、世界の国防組織の能力構築支援をより効果的に行えるようにする狙いがある。

第四には、「国際的な教育と訓練（International Education and Training）」だ。パートナー国にアカデミックでプロフェッショナルな軍事教育を行う国防総省の以下の組織である。「対テロ戦闘フェローシッププログラム（Combating Terrorism Fellowship Program, CTFP）」は、パートナー国の国防・安全保障の政府高官レベルに教育と訓練を行い、世界に対テロリストのネットワークを構築する。「国際的軍事教育と訓練（International Military Education and Training, IMET）」は、パートナー国の軍の将来の指導者層に対して、プロフェッショナルリズム形成を基本として、英語能力を含む教育と訓練を行い、米軍との共同作戦能力を向上させ、将

来の同盟形成を促すものだ。パートナー国自身の資金を使うことも認め、他の国防総省の訓練プログラムの負担を軽減させる。

第五には、「人道援助、災害救援（Humanitarian Assistance and Disaster Relief）」で、パートナー国のシビリアンと軍事組織の双方に軍民協力による人道援助や災害救援の能力構築を支援する。この内容には地雷除去の能力構築も含まれている。

以上、DSCAのウェブサイトに掲載されているプログラムを体系的に概観したが、これがDSCAのプログラムすべてを網羅してはいないことは、認識しておく必要があるだろう。おそらく軍事上の機密や、外交上の機微にかかわるために公表していないものが、相当数、存在すると考えられる。

(3) 今後の米国の対外防衛・安全保障協力の新しい潮流としての国防組織構築（DIB）と待ち受ける課題

先にみた現在のDSCAのプロジェクトの中に、DIBという概念がある。これが、米国の対外防衛協力・援助の最新の潮流である。

DIBの概念自体は、先に歴史的経緯でみた米国のSSRやBPCの延長上にあるものだ。冷戦後、東欧でのPfPプログラムを通じて行った、旧社会主義国家の国防セクターに、NATO加盟を可能にするシビリアンコントロールによる民主的な運営の能力を構築させたSSRの経験が、DIBの概念構築につながっている³⁸。そして、DIBの概念を現場で最初に試みたのが2010年のアフガニスタンの国防セクター構築で、イラクでも同様の試みが続いてきている³⁹。

米国が東欧、アフガニスタン、イラクで得られた一つの教訓は、DIBは、単にパートナー国に軍事機能を創出して、米軍やNATO軍などとの相互作戦能力を向上させるだけでは、不十分だというものだ。実際に軍が作戦を開始し、持続的に運営することができるように、パートナー国の国防セクターの能力を構築することが必要なのである⁴⁰。

このDIBという概念は、先にみたDSCAのプログラムの「国防組織改革イニシアティブ（DIRI）」の内容が端的に示している。つまり、パートナー国に対して、透明性が高く、民主的に運営されるプロフェッショナルな国防組織と、それを支える政策コミュニティを構築するように支援することなのである。しかし、国

防総省において、DIBという概念が正式に政策として指示されたのはごく最近で、2016年1月27日の、「国防総省司令5205.82、国防組織構築（DOD DIRECTIVE 5205.82 DEFENSE INSTITUTION BUILDING（DIB）」においてである。以下のような内容となる。

国防総省は、法令に基づき、他の必要な米国省庁と調整し、同盟国とパートナー国が国防戦略を支援できるような国防組織の能力と受容力を開発する。この指令のセクション3で、法的に許可されるDIBの活動を列記する。⁴¹（筆者訳）

上述で列記されるDIBの活動リストの中には、先にみたDSCAの第三の⑤「研究地域センター」のようなプログラムが入っている。

今後も、DIBという概念は、米国の防衛・安全保障協力および援助のツールの重要な要素として残っていくと思われる。なぜなら、アフガニスタン、イラクでの教訓、つまりパートナー国の軍隊の能力だけを構築しようとしても、政府が機能しなければ、結局のところ、持続的な能力を持ちえない、という経験を米国の安全保障政策コミュニティと国防総省および米軍が共有しているからだ⁴²。

一方で、DIBだけでなく米国の対外防衛・安全保障協力全体の課題でもあるが、国防予算の一定の制約の中で、自国の安全保障に影響するとはいえ、どこまで他国の治安・国防組織の能力構築にかかわり、米国の限られたリソースを使うべきか、については常に難しい課題となっていだろう。しかも比較的短期間に効果がみえる装備や訓練への支援と、10年以上のスパンで考えなくてはならない長期的な国防組織の機能向上支援であるDIBについては、その効果の出方に大きな時間差があって評価が難しい上に、米国政府の短期間の予算のサイクルとも合致しない⁴³。

2017年に「アメリカファースト」を掲げるトランプ（Donald John Trump）政権が成立した際には多くの政策に変更が求められている中、国務省予算は圧縮されたが、国防総省の予算はむしろ増加した。マティス（James Norman Mattis）国防長官が率いる国防総省と米軍に対しては、トランプ大統領は不要な介入を行わず、一時はその決定を尊重してきた。オバマ政権下でワーク（Robert O. Work）国防副長官がDIBの概念を指示した「国防総省司令5205.82、国防組織構築」も、

トランプ政権下の2017年5月4日に、ローズ（Michael L. Rhodes）国防総省最高管理責任者代理の指令（Directive）により、若干の修正がなされ継続している⁴⁴。

しかし、2017年に成立した減税法の影響もあり、2020年度の財政赤字が1兆ドルを超える予測がなされ、トランプ大統領はすべての閣僚に予算について一律5パーセント削減を要求するようになった⁴⁵。さらに、マティス国防長官が2018年12月で退任したことで、大統領からの国防予算削減圧力も強まると予想されている。現トランプ政権だけではなく将来にわたり、国防総省が、新しい潮流であるDIBを含む対外防衛・安全保障協力の意義とその効果への理解と支援を、大統領、議会そして国民から得ることができるかどうかは、大きな課題であり続けるだろう。

3 今後の日本の対外安全保障協力への インプリケーション

日本の安全保障および外交政策において、歴史的にも現在の機能としても、唯一無二の同盟国である米国の対外防衛・安全保障協力の潮流を理解しておくことは、今後の同盟マネジメントにとって、極めて重要なことはいまでもない。しかも、日本が安倍晋三政権下の2013年に「国家安全保障戦略」を策定し、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」という概念で、アジア太平洋地域（現在はインド太平洋地域）と世界の安定のための公共財を積極的に供与する姿勢を打ち出している中で、米国の安全保障・軍事分野でのBPCやDIBのイニシアティブとのコラボレーションは、ますます、重要な課題となっていくだろう。

2013年の「国家安全保障戦略」は、第5節「地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化」で以下の姿勢を明確にしている。

国際社会の平和と安定及び繁栄の基盤を強化するため、普遍的価値の共有、開かれた国際経済システムの強化を図り、貧困、エネルギー問題、格差の拡大、気候変動、災害、食料問題といった国際社会の平和と安定の阻害要因となりかねない開発問題や地球規模課題の解決に向け、政府開発援助（ODA）の積極的・戦略的活用を図りつつ、以下の取組を進める。⁴⁶

続いて、2015年4月の「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）では、日米両国は「地域およびグローバルな平和と安全のための協力」として、パートナーの能力構築支援に合意している。

パートナーとの積極的な協力は、地域及び国際の平和及び安全の維持及び強化に寄与する。変化する安全保障上の課題に対処するためのパートナーの能力を強化することを目的として、日米両政府は、適切な場合に、各々の能力及び経験を最大限に活用することにより、能力構築支援活動において協力する。協力して行う活動の例には、海洋安全保障、防衛医学、防衛組織の構築、人道支援・災害救援又は平和維持活動のための部隊の即応性の向上を含み得る。⁴⁷

日本政府は2013年の「国家安全保障戦略」および2015年4月の「日米防衛協力のための指針」を受け、2015年11月にそれまでの「ODA大綱」を改定して、「開発協力大綱」を策定した。この文書では、「開発協力」を、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」を指すものと定義し、「狭義の『開発』のみならず、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等も含め、『開発』を広くとらえることとする」と明記している。これにより、それまで、安全保障・軍事分野への対外協力を二の足を踏んできた日本の対外援助政策を、大きく変えることになったといえよう。

ただし、その基本方針においては以下のように「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」も打ち出している。

非軍事的協力によって、世界の平和と繁栄に貢献してきた我が国の開発協力は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた我が国に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求する我が国の在り方を体现するものとして国際社会の高い評価を得てきた。我が国は今後もこの方針を堅持し、開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献する。⁴⁸

ここで非軍事とは銘打っているが、実際にはこの「非軍事」という解釈は、「非

戦闘分野」と言い換えるべきもので、日本政府はフィリピン、インドネシアなどの東南アジア諸国への巡視船の供与や、ベトナムへの潜水医学の能力構築支援など、海洋安全保障に関する能力構築支援を積極的に行っている。

おそらく、これらの日本政府のインド太平洋地域での対外援助のターゲットは、2015年の「日米防衛協力のための指針」の活動例で示された、海洋安全保障や防衛医学などになるだろう。そして、先にみた米国の対外安全保障協力プログラムの「国防授権法1263条による南シナ海海洋安全保障イニシアティブ（MSI）」との相互関連性をよく認識して運営していく必要があるだろう。日本は「非軍事」あるいは「非戦闘」という条件の制約があるが、米国との調整による分業が可能でもある。

例えば、日本はアフガニスタンに対して、「2012年より概ね5年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援」を行うことを表明し、2017年以降も引き続きアフガニスタン主導の国づくりに相応の貢献を行ってきた。具体的には、刑事司法能力強化計画として、裁判官や検察官に研修を実施し、警察官給与支援により、アフガニスタンの警察の給与を負担し、警察官の増員を支援している。これらは、国防セクターではなく、法執行セクターであるが、結果的に米国との効果的な分業がなされている例である。⁴⁹

イラク支援においては、2004年に人道支援を目的に自衛隊を派遣し、資金援助、警察車両や防弾車両の供与をし、ムサンナー県警察訓練プログラムに対しては、紛争予防・平和構築無償援助を行うなど、アフガニスタンと同様に、法執行セクターの能力構築支援を行っており、これも米国との効果的な分業となっている。⁵⁰

日本がアフタニスタンやイラクで行ってきた法執行セクターでの能力構築支援は、米国やその同盟国の国防組織への能力構築支援に余力を与え、効果的な分業になっているという点は認識しておく必要があろう。今後の日本の課題としては、法執行セクターだけではなく、国防セクターに関して、どのような能力構築支援をしていけるかどうか、という点となるだろう。例えば、ドイツはイラク戦争開戦には反対したが、イラクの復興支援には本格的に参加し、イラク国内で治安部隊への訓練プログラムも行い現在に至っている⁵¹。

日米の対外協力という側面に加え、将来にわたり主体的にインド太平洋地域や世界の安定に貢献する対外協力、援助政策を考えるのであれば、安全保障分野で

の能力構築支援は避けては通れない。米国が試行錯誤の末にBPCやDIBという概念に到達したのは、援助受入国における国防セクターが良好に機能しなければ、他の経済援助や軍事支援も、効果的な成果を生み出さない、という教訓に基づいているからだ。日本が真剣に将来の対外援助を考える上では、安全保障分野での能力構築支援、とくにDIBを避けて考えるわけにはいかない、ということが米国の歴史と現状から学ぶべき点である。

注

-
- ¹ Andrew Cottey and Anthony Forster, *Reshaping Defense Diplomacy: New Roles for Military Cooperation and Assistance*, Adelphi Paper, No. 365 (Oxford: Oxford University Press for IISS, 2004), p. 6.
- ² 2017年の世界全体の国防支出は1兆7,400億ドルで、国別では1位の米国6,097億5,800万ドルが、2位の中国2,282億3,100万ドル、3位のサウジアラビア694億1,300万ドルを大きく引き離している。米国の国防支出は世界全体の約40%を占めている。日本は9位の453億8,700万ドル。SIPRI, “World military spending in 2017 was \$1.74 trillion,” <http://visuals.sipri.org/> (accessed on 5 January 2019).
- ³ 在日米軍は司令部あるいは基地ごとに多くの住民交流イベントを行っている。以下のウェブサイトは、米海軍横須賀基地と在沖縄米軍の交流イベントの例。横須賀観光情報こはよコスカ「米海軍のイベント」<http://www.cocoyoko.net/event/genre/base/> (accessed on 5 January 2019)、yellow glasses「沖縄米軍基地フェス・イベント・2019年スケジュール」<https://yellowglasses.jp/okinawa/fest.html> (accessed on 5 January 2019).
- ⁴ 筆者によるSASAKAWA USA会長デニス・ブレア（元米海軍太平洋軍司令官、元米国家情報長官）へのインタビュー。2018年7月31日、東京都にて。
- ⁵ UK Ministry of Defense and Foreign and Commonwealth Office, *UK's International Defense Engagement Strategy*, 17 February 2017, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/596968/06032017_Def_Engag_Strat_2017DaSCREEN.pdf (accessed on 5 January 2019). なお英国の防衛関与政策については、鶴岡路人「イギリスの防衛外交——概念の変遷と『英軍ブランド』」笹川平和財団民間防衛外交研究事業国別事例調査報告書シリーズ1（笹川平和財団、2018年9月）に詳しい。
- ⁶ 筆者による匿名の英国政府担当者へのインタビュー。2018年2月28日、ロンドン、英外務省にて。2017年の英国の国防支出は471億9,300万ドルで、米国の6,097億5,800万ドルの7.7%。SIPRI, *op. cit.*
- ⁷ 国防総省の実施する能力構築支援事業の全体像については日本の防衛省防衛政策局国際政策課能力構築支援室の委託による以下の文献が参考となる。日本IBM株式会社「能力構築支援の推進に向けた諸外国の動向調査——成果報告書」（防衛省防衛政策局国際政策課能力構築支援室委託事業）26-56頁。http://www.mod.go.jp/j/approach/others/service/kanshi_koritsu/yosan_shikko/2016_itakutyosa_seika/pdf/03_noryoku_kochiku.pdf (accessed on 20 November 2018).
- ⁸ Cottey & Forster, *op. cit.*
- ⁹ Defense Security Cooperation Agency, Foreign Military Sales, <http://dscamilitary-sales-fms> (accessed on 22 September 2018).
- ¹⁰ *Ibid.* (accessed on 22 September 2018)
- ¹¹ Defense Institute of Security Cooperation Studies, *The Management of Security Cooperation*, edition 38.0, May 2018, <http://www.discs.dscamilitary-sales-fms.com/pages/resources/default.aspx?section=publications&type=greenbook> (accessed on 22 September 2018), pp. 2-1 to 2-2.
- ¹² *Ibid.*
- ¹³ Cottey & Forster, *op. cit.*, p. 7.
- ¹⁴ 中国については、冷戦終結前から、1972年のニクソン大統領の対中接近以来、ソ連に対抗して非公式なインテリジェンスや軍事技術の協力が行われていた。マイケル・ビルズベリー『China 2049：秘密裡に遂行される「世界覇権100年戦略」』（日経BP社、2015年）。
- ¹⁵ Cottey & Forster, *op. cit.*, p. 8.
- ¹⁶ Alexandra Kerr, “Introduction,” in Alexandra Kerr & Michael Miklaucic eds., *Effective Legitimate Secure: Insights for Defense Institution Building* (Washington, DC: Center for Complex Operations,

Institute for National Strategic Studies, National Defense University, 2017), p. xii.

17 Querine Hanlon & Robert M. Perito, “DIB in the Broader Security Architecture,” in Kerr & Miklaucic eds. *Effective Legitimate Secure*, p. 8.

18 *The National Security Strategy of the United States of America*, September 2002, p. 1., <https://www.state.gov/documents/organization/63562.pdf> (accessed on 22 September 2018).

19 Hanlon & Perito, *op. cit.*, p. 9.

20 Frederick D. Barton & Bathsheba N. Crocker, *A Wiser Peace: An Action Strategy for a Post-Conflict Iraq*, January 2003, Center for Strategic & International Studies, https://csis-prod.s3.amazonaws.com/s3fs-public/legacy_files/files/media/csis/pubs/wiserpeace.pdf (accessed on 4 February 2019).

21 *Ibid.*, p. 17.

22 Hanlon & Perito, *op. cit.*, p. 9.

23 *Ibid.*

24 *Ibid.*, p. 10.

25 The White House, “Fact Sheet: U.S. Security Sector Assistance Policy,” 5 April 2013, <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2013/04/05/fact-sheet-us-security-sector-assistance-policy> (accessed on 3 October 2018).

26 Hanlon & Perito, *op. cit.*, p. 10.

27 Robert M. Gates, “Helping Others Defend Themselves: The Future of U.S. Security Assistance,” *Foreign Affairs*, Vol. 89, No. 3 (May-June 2010). 日本語訳は『フォーリン・アフェアーズ・レポート』2010年6月号掲載の日本語訳「自ら防衛する国をアメリカは助けよ——介入策から相手国の防衛支援策への転換を」を一部修正して引用。

28 *Ibid.*

29 *Ibid.*

30 Kathleen J. McInnis & Nathan J. Lucas, “What is ‘Building Partner Capacity?’: Issues for Congress,” *Congressional Research Service Report*, 18 December 2015, p. 1.

31 US Department of Defense, *Quadrennial Defense Review Report*, 6 February 2016, pp. vi-vii. 注、ここではBuilding Partners Capacityではなく、Building Partners Capabilityと記述されている。

32 Hanlon & Perito, *op. cit.*, p. 11.

33 *Ibid.*, p.12.

34 *Ibid.*

35 この項は特記する以外はすべて、国防総省のDSCAのウェブサイトによる。<http://www.dsca.mil/programs> (accessed on 4 October 2018).

36 US Department of Defense, *Minister of Defense Advisors Program Annual Report*, Fiscal Year 2014, pp. 5-6., https://defenseoversight.wola.org/primarydocs/1412_moda.pdf (accessed on 6 January 2019).

37 例えば、笹川平和財団海洋政策研究所は、2015年7月にAPCSSと共催で北極圏国際ワークショップ「変化する北極の海事の安定化、安全保障、国際協働の確保」を開催している。https://www.spf.org/topics/topics_17611.html (accessed on 4 October 2018).

38 Alexandra Kerr（注16掲載の米国防大学刊*Effective Legitimate Secure*の共編著者）へのインタビュー。2018年8月10日、ワシントンD. C. にて。

39 Hanlon & Perito, *op. cit.*, p. 14.

40 *Ibid.*

41 US Department of Defense, “DOD Directive 5205.82 Defense Institution Building (DIB),” 27 January 2016, https://fas.org/irp/doddir/dod/d5205_82.pdf (accessed on 5 October 2018).

42 Hanlon & Perito, *op. cit.*, p. 17.

43 *Ibid.*

44 “DOD Directive 5205.82 Defense Institution Building (DIB)”.

45 David Shepardson, “White House to Seek Big Domestic Spending Cuts; Budget Will Be Late,” *Reuters*, 30 January 2019, <https://www.reuters.com/article/us-usa-shutdown-budget/white-house-to-see-big-domestic-spending-cuts-budget-will-be-late-idUSKCN1PN2QP> (accessed on 4 February 2019).

46 「国家安全保障戦略」2013年12月17日、25頁。内閣官房ウェブサイト、<https://www.cas.go.jp/jp/siryu/131217anzenhoshou/nss-j.pdf> (accessed on 5 October 2018).

47 「日米防衛協力のための指針」2015年4月27日、15頁。外務省ウェブサイト、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000078187.pdf> (accessed on 5 October 2018).

48 「開発協力大綱——平和、繁栄、そして、一人ひとりのより良き未来のために」2015年2月14日、4頁。外務省ウェブサイト、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072774.pdf> (accessed on 5 October 2018).

49 外務省「日本のアフガニスタンへの支援」2015年4月。外務省ウェブサイト、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000019265.pdf> (accessed on 5 October 2018).

50 外務省「我が国のイラク復興支援」2009年5月。外務省ウェブサイト、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/shien.html> (accessed on 5 October 2018).

51 “Germany extends military mandate in Iraq”, 2 October 2018, Reuter at the MSN web, <https://www.msn.com/en-us/news/world/germany-extends-military-mandate-in-iraq/ar-BBNQYeB> (accessed on 5 October 2018).

[執筆者略歴]

渡部 恒雄

わたなべ つねお

公益財団法人笹川平和財団安全保障研究グループ 上席研究員

1988年東北大学歯学部卒業後、歯科医師となるが、社会科学への情熱を捨てきれず米国留学。1995年ニュースクール大学で政治学修士課程修了。同年、ワシントンD. C. の戦略国際問題研究所（CSIS）入所。主任研究員等を経て2003年3月より上級研究員。2005年4月に日本に帰国。以来、CSISでは非常勤研究員を務める。三井物産戦略研究所主任研究員、東京財団政策研究ディレクター兼上席研究員などを経て、2017年10月より現職。著書に『大国の暴走——「米・中・露」三帝国はなぜ世界を脅かすのか』（共著、2017年 講談社）、『戦後日本の歴史認識』（共著、2017年 東京大学出版会）、*Asia Pacific Countries and the US Rebalancing Strategy*（共著、2016年Palgrave Macmillan）、『いまのアメリカがわかる本・最新版』（2013年 三笠書房）、『二〇二五年米中逆転——歴史が教える米中関係の真実』（2011年 PHP研究所）など多数。

公益財団法人笹川平和財団 安全保障研究グループ 民間防衛外交研究事業 国別事例調査報告書シリーズ

発行 2019年4月

発行者 公益財団法人笹川平和財団

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル

電話：03-5157-5430 | URL：<https://www.spf.org>

掲載論文の見解は執筆者個人のものであり、所属機関および笹川平和財団の見解を代表するものではありません。
無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本報告書が出典であることを明記してください。

笹川平和財団

〒105-8524 東京都港区虎ノ門 1-15-16 笹川平和財団ビル

<https://www.spf.org>